

社会福祉法人ファミリーケアサービス定款

平成5年4月7日法人設立者集会決定第2号
平成5年6月18日指令社-384号秋田県知事認可

目 次

- 第1章 総則 (第1条—第4条)
- 第2章 役員及び職員 (第5条—第15条)
- 第3章 評議員及び評議員会(第16条—第19条)
- 第4章 資産及び会計 (第20条—第28条)
- 第5章 公益を目的とする事業(第29条—第30条)
- 第6章 解散及び合併 (第31条—第33条)
- 第7章 定款の変更 (第34条)
- 第8章 公告の方法その他 (第35条—第36条)
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、保健、医療及び福祉の連携並びに在宅サービス及び施設サービスの交流を基本方針とし、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することをもって、障害のあるなしにかかわらず、自らの可能性を最大限に伸ばしていける社会を実現すること(ノーマライゼーションの実現)を目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ)特別養護老人ホームすこやか横手の設置経営
- (ロ)軽費老人ホーム(ケアハウス)すこやか横手の設置経営
- (ハ)児童養護施設横手市立県南愛児園「ドリームハウス」の受託運営
- (ニ)特別養護老人ホームすこやか大雄の受託経営
- (ホ)母子生活支援施設「横手市サンハイム」の受託運営

- (ヘ) 特別養護老人ホームすこやか森の家の設置経営
 - (ト) 特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷の受託経営
- (2) 第2種社会福祉事業
- (イ) 老人デイサービス事業(すこやか横手)
 - (ロ) 老人短期入所事業(すこやか横手)
 - (ハ) 老人介護支援センター(すこやか横手)の設置経営
- (二) 障害福祉サービス事業(モモの家)
- (ホ) 老人居宅介護等事業
 - (ヘ) 老人短期入所事業(すこやか大雄)の受託経営
 - (ト) 老人介護支援センター(すこやか大雄)の受託経営
 - (チ) 児童短期入所事業
 - (リ) 老人短期入所事業(すこやか森の家)
 - (ヌ) 老人デイサービス事業(すこやか森の家)
 - (ル) 障害福祉サービス事業(ひまわり社)の受託運営
 - (ヲ) 老人デイサービス事業(シルバードームいきいきの郷)の受託経営
 - (ワ) 老人短期入所事業(シルバードームいきいきの郷)の受託経営
 - (カ) 老人介護支援センター(シルバードームいきいきの郷)の受託経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ファミリーケアサービスという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県横手市横山町1番1号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

理事 8名

監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長のみが、この法人を代表する。

- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることできない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(副理事長)

第7条 法人に副理事長を置くことができる。

- 2 副理事長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 副理事長は、理事長の命を受けて、理事長の職務を補佐する。

(理事長の職務の代理)

第8条 理事長に事故あるときは、副理事長が、理事長の職務を代理する。

- 2 理事長及び副理事長と共に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

第9条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

(常務理事)

- 第10条 法人に常務理事を置くことができる。
- 2 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
 - 3 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の日常の業務を処理する。

(監事の選任等)

- 第11条 監事は、評議員会において選任する。
- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第12条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(監事による監査)

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び秋田県知事に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(職員)

- 第15条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第16条 評議員会は、17名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。

(評議員の資格等)

第18条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は2年とする。ただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 1,000,000円

建物

番号	所在地	種類・構造・(名称)	家屋番号	棟数	面積(m ²)
1	老人ホーム 秋田県横手市横山町16番地, 34番地 115番地 153番地 16番地先	鉄筋コンクリート・鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺三階建 (すこやか横手)	16番	1	5611.05
2	同 上	ポンプ室 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	16番 付属建物1	1	12.59
3	同 上	ポンプ室 コンクリートブロック造 亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	16番 付属建物2	1	2.56
4	老人ホーム 秋田県横手市婦気大堤字婦気前 154番地1 159番地3	老人ホーム 鉄骨造陸屋根2階建 (すこやか 森の家)	159番3	1	2410.46

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4 公益事業用財産は、第25条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを採らなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、社会福祉法人ファミリーケアサービスの会報に掲載するものとする。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第27条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのある経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとす
るときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第29条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1)居宅介護支援事業
- (2)障害者自立支援法第77条に基づき横手市が行う地域生活支援事業(日中一時支援事
業)の受託運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければ
ならない。

(収益が出た場合の処分)

第30条 前条の規定によって行う事業から収益が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業
又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由に
より解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3
分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田県知事の認可を
受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、秋田県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものと除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田県知事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人ファミリーケアサービスの掲示場に掲示するとともに、秋田魁新報に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立認可があった日（平成5年6月18日（指令社-384号秋田県知事認可））から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	品川	信	良
理 事	石山	節	美
〃	笠原	金	吾
〃	萱森	真	雄
〃	齊藤	太四郎	
〃	林	雅	人
監 事	工藤	義	和
〃	滑川	茂	夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から

ら平成6年3月31日までとする。

5 平成13年10月6日一部改正

尚、改正後における最初の評議員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成6年8月17日（指令社-637号秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成7年10月30日（指令社-1044号秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成10年3月18日（指令平福-847号秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成11年4月2日（指令平福-27号秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成12年2月28日（指令平福-3815秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成12年3月22日（指令平福-4146秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成12年3月24日（指令平福-4194秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があった日（平成14年1月25日（指令横健-3326秋田県知事認可））から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成15年3月31日(指令横健－6327秋田県知事認可)から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成15年6月19日(指令横健－1468秋田県知事認可)から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成15年10月1日(指令平福環－3328秋田県知事認可)から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成18年4月28日(指令平福環－514秋田県知事認可)から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成18年10月4日(指令平福環－2226秋田県知事認可)から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成19年4月6日(指令平福環－160秋田県知事認可)から施行する。

附 則

この定款は、秋田県知事の認可があつた日(平成20年7月1日 指令平福環－1592 秋田県知事認可)から施行する。